平成２５年１０月２１日

東京地方検察庁
　特別公判部　大山検事　殿

安愚楽牧場事件の公判における被告人質問に関する嘆願

――虚偽の情状証言を問い質して、事件の実態解明を！――

（事件名）特定商品等の預託等取引契約に関する法律違反
平成25年特（わ）第902号等

嘆願者　あぐら被害者の会
（代表）川口瑞夫

（嘆願の趣旨）

安愚楽牧場事件（特定商品等の預託等取引契約に関する法律違反　平成２５年特（わ）第９０２号等）の公判にあたりましては、酌量減刑を目的とした被告人（三ケ尻久美子、大石勝也）による虚偽の主張に対して、被告人質問などを通じて、厳しく問い質していただけますようお願い申し上げます。

本公判では、被告人が起訴事実を全面的に認めているので、大きな争点は生じないと思われますが、減刑目的とはいえ、事件の実態に反する主張が容認されてしまうと、事件の実態解明が遠のいてしまうと懸念されます。それは、全国に約７３，０００人ほどいると思われる被害者（債権者）の心情に反することにほかなりません。

被害者の多くは人生設計の変更を余儀なくされ、経済的な困難や精神的な苦痛を抱えたまま、この先、何十年も生きていくことを強いられています。本事件の場合、１０月１１日に東京地検から、詐欺容疑について不起訴（嫌疑不十分）とするという決

定が下されているので、被害者としては本公判の行方に期待するしかありません。そうした被害者の心情を、ぜひご理解いただけますようお願いいたします。

（嘆願の詳細）

「あぐら被害者の会」は、安愚楽牧場事件の被害者有志で本年７月１６日に結成されました。同２８日には、東京市ヶ谷にて「安愚楽牧場事件逮捕者に対する詐欺罪立件を求める緊急集会」を開催し、緊急アピール「安愚楽牧場事件逮捕者に対する詐欺罪の適用を!!」を全会一致で決議しました。翌２９日には、同アピールに集会出席者１００名弱の署名を付したものを警視庁に提出し、同時に、東京地方検察庁にもそのコピーを提出いたしました。しかし、残念ながら詐欺容疑については、１０月１１日に不起訴処分（嫌疑不十分）の決定が下されました。この決定に被害者が大きな失望を感じていることもお伝えしておきます。

９月２４日に開始された特定商品預託法違反（不実の告知）の公判では、被告人の冒頭陳述で「虚偽の牛番号による契約は一時的なものであり、だます意図はなかった。反省している。被害者に詫びたい」といった主張がなされましたが、これらは被害者から見て、明らかに実態に反するものです。今後の公判におきましては、こうした虚偽の主張を問い質すことによって、事件の実態解明をしていただけますようお願いいたします。

以下、被告人による個々の主張に対して、問い質していただきたいことを申し上げますので、ご検討いただけますようお願いいたします。

●「虚偽の牛番号による契約は一時的なものであり、繁殖牛を増やしたり、販路を広げる計画があった」

ただ単に「計画があった」と言うだけなら、なんとでも言えます。具体的な計画や進捗状況が記録された資料は存在するのでしょうか。破産管財人の報告によれば、安愚楽牧場の決算は過去２０年間に渡ってほぼ赤字であり、畜産事業で利益を出せるような状態ではなかったことが明らかになっています。

そもそも被告人らは、平成２３年８月に開催された破綻直後の説明会でも、被害者に対して「牛の数は足りている」と虚偽の説明をしていました。また、破綻直前に募集された肥育牛コースは、東京の営業所の反対を押し切って、那須の本社の主導で行われたと伝えられています。

こうした一連の経緯は、被告人らの手口の悪質さだけでなく、偽装工作が長期的かつ確信犯的だったことを示していて、一時的なものだったという彼らの主張とは反しています。被告人らは、悪意を持って嘘をつき続けていたと考えるべきではないでしょうか。

●「反省している。被害者に詫びたい」

前述したように、被告人らは破綻直後の説明会においても「牛の数は足りている」と虚偽の説明をしていましたが、その後、民事再生の決定がなされた後も高額な給与をもらっていました。さらに、民事再生から破産処理に変更になった後の債権者集会では、裁判所からの再三の要請があったにもかかわらず、欠席し続けました。

こうした被告人らの言動からは、反省の情を感じ取ることはできません。現在に至るまで、自らの利益と保身に終始していると言わざるをえません。実際、９月２４日の初公判でも、被告人は傍聴席の被害者には一切頭を下げていません。彼らの頭の中は、自分たちの減刑のことでいっぱいであり、被害者に謝罪する気持ちなどなかったのではないでしょうか。

●「他の悪徳投資商法のような訪問勧誘はしていない」

これも厳密には事実と反します。新規顧客に対して訪問や電話をしていたかどうかは定かではありませんが、一部の優良顧客に対しては、電話や訪問での勧誘を頻繁にしていました。被害者の会の会員にも「電話で自宅に来ると言われたので、近くの喫茶店で会った」と証言されている方がいます。

被告人らは、顧客からの申込みが殺到してしまったため、繁殖牛の手配が間に合わなかった――というような主張をしていますが、実態はそうではないはずです。手元の回転資金が足りなかったからこそ、一部の優良顧客の自宅にまで押しかけて行き、

契約の乗換えや、買い増しを勧めたのではないでしょうか。

●「金融機関に融資の申入れをするなど、直前まで資金繰りに努力した」

マルチまがい商法などで詐欺罪の適用になった事件でも、破綻の直前に関係者が資金繰りに奔走していたという事例は存在します。このレベルの努力は、酌量減刑には値しないのではないでしょうか。

●「大石被告が取締役だった期間は短く、事業全体に対する関与は小さい」

これが事実に反することは、検察側が提出した甲号証にあった元従業員の調書からも明らかだと思われます。こうした、単なる言い逃れとしか思えない主張からも、被告人らがまったく反省などしていないことは明らかです。

本公判を担当される大山検事におかれましては、これまで述べてまいりました被害者の疑問や不満についてご検討の上で、被告人質問などに臨んでいただけますようお願いいたします。と同時に、本公判を通じて事件の全容解明が進むことを強く期待いたします。

定年退職後に、コツコツ貯めてきた老後の資金を失ってしまった被害者の中には、「自分の人生は失敗だった」と落胆されている方が多数いらっしゃいます。刑事裁判で、失ったお金が戻ってくるわけではありません。しかし、公判を通じて、自分の人生を左右した事件の真実を知ることはできます。大山検事におかれましては、公判を通じて、そうした被害者の心情を少しでも救済していただけますよう、重ねてお願いいたします。

嘆願者氏名
あぐら被害者の会
（代表） 川口瑞夫
嘆願者住所
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊